

ネパール王国の最初の交通規則

高 橋 清

序

ネパール王国に初めて自動車が入ったのは今から50年前といわれていますが、当時はインド国境から首都カトマンズまで車の通れる道がなく、車を分解してカトマンズまで運び上げ組み立てていました。ですから、その頃は車といえば非常に高価なもので、カトマンズにも台数が少なかったんだろうと思います。今でも車は限られた金持階級の持物となっていて、台数もまだ少ないですが、その頃に比べると、ずっと多量の車が走るようになりました。交通規則としてもその頃は簡単なものでしたが、1975年の戴冠式を機会に交通規則も整備して広布されました。また信号機なども、この時初めてカトマンズに設置されています。

私はそのネパールで最初の交通規則を発表してある“SAWARI—GYAN”（ネパール警察本部発行）を入手し、その規則を読んでみると、色々とネパールの社会事情や、また車両交通歴の浅い頃の状態をよく反影していて、なかなか興味深く、そして今日の日本のような車社会の黎明期を知るのに参考とすれば非常におもしろいと思われる所以、ここにその規則を紹介してみたいと思います。

また、ここでは日本語に訳すにあたってはニュアンスの違いも分かり易くするように、なるべく原文に近くしています。

ネパール王国交通規則 本文

1. 十字路、狭い道、橋、カーブ、上り坂では追越しを禁止する。
2. オフィスの近く、学校、病院の門前、十字路、カーブ、バス停などには駐車を禁止する。
3. バザールでドアを開ける時は、他の通行車に注意して開ける。
4. 駐車する時には、ハンドブレーキ、キーをする。ロギヤにして、上りや下り坂では、歯止めをする。
5. スタートする時には、エンジンオイルが回ってから出発する。
6. 病院、寺院、学校の前では警笛禁止。
7. スリップする場所や悪路ではスピードを出してはいけない。

8. ストップ、左折、右折する時には信号を出さなければならない。
9. 事故を見た時には助けなければならない。
10. 夜、パーキングする時にはパーキングライトをつける。
11. 警察がサイレンを鳴らして走る時には、左に寄りスピードを落さなければならない。
警官が要求する時にはブルーブック（登録証）、免許証を見せなければならない。
12. エンジンをスタートさせて、すこし時間を過ぎてからガレージから出さなければならない。〔暖機運転してからスタートする意味〕
13. エンジンをスタートさせて燃料をチェックしなければならない。
14. スペアタイヤを持って走らなければならない。
15. カーブでは大きく曲らなければならない。
16. 子供、年寄、牛、ヒツジ等が道にいる時はロースピードで走る。
17. 下り坂では低いギヤでロースピードで走る。
18. 夜はライトの点検をして走らなければならない。
19. ナンバープレートは、きれいにしなければならない。
20. ブレーキをいつもかけて走るとブレーキがへり、エンジンが弱くなる。
21. 交通警官の信号に従わなければならない。
22. アクセルを一度に全開、全閉するのはいけない。
23. 車をジャッキアップする時、スプリングにジャッキをかけてはいけない。
24. 車を運転する時は、左側通行しなければならない。
25. ジャングルでは、お金のない人でも車に乗せていかなければならない。
26. ジャングル、遠い道では歩行者が要求する時は車に乗せなければならない。
27. 身体障害者はライセンスを取ることはできない。
28. 他人のライセンスを使用してはいけない。
29. 酒を飲んで運転してはいけない。
30. 進入禁止の道に入ってはいけない。
31. 歩行者にはホーンを鳴らして示さなければならない。
32. 曲り角、交差点、人の多い所ではホーンを鳴らさなければならない。
33. ナンバープレートは前と後につけなければならない。
34. 駐車している時ハンドルを切ってはいけない。
35. 遠出のときは、タイヤの空気圧を見、工具を持っていかなければならない。
36. プライベートの車でタクシーをしてはならない。タクシー駐車場にプライベートの車をおいてはいけない。
37. こわれた車を道に長い間おいてはいけない。
38. 1ヶ月に1回は長距離を走るバス、トラックは点検を受けなければならない。

- 3ヶ月に1回は中距離を走るバス、トラックは点検を受けなければならない。
39. 長距離を走る時は、スペアタイヤ、プラグ、電球、工具を持って走らなければならない。
40. ガレージから出す時は車をスタートさせて、暖めてから出さなければならない。
41. 自動車は道端を走らなければならない。
42. オーバースピードで走ってはならない。
43. ターンする時、追越しをする時は、バックミラーを見なければならぬ。〔後方確認をする意味〕
44. バックする時、子供、年寄、牛、その他に注意してからバックしなければならない。
45. サイドロードからメインロードにバックで出てはいけない。
46. 夜すれ違う時は、ヘッドライトを切り換えるなければならない。
47. 車で事故を起こした時は、救急手当をして病院につれていかなければならない。
48. 下り坂で車に出会った時は道をゆずらなければならない。
49. 信号で赤の時は、ストップラインの手前で止まらなければならない。
50. センターパークの場所ではサイドparkingをしてはいけない。
51. 主要道路を走る時は道路の通行許可書をもらわなくてはならない。(四輪)。
52. 夜、対向車のある時にはヘッドライトを下向きにしなければならない。
53. 車に乗る人は自分の乗った車の種類、ナンバーを覚えておかなければならない。

〈解 説〉

条文の内容には日本でも常識的な規則、構造、心得等が一緒になって書かれていますが、それとは別に各条文を見て行くと、奇異に感じられる事が書いてあります。これを理解するには、その社会的背景を知っておかなければなりません。条文のうち、おもしろい事が書かれているなど感じられる個所について多少補足説明すると、なるほどと思われるでしょう。

14, 35, 39条について。

ネパールの道は悪路が多く、また故障した時には修理工場が少ないですから、応急修理はドライバー自身がしなければなりません。

25, 26条について。

ネパール南部タライ地方などでは、長い間ジャングルの中の一本道を行くような場所が多いですが、こんな所では人がよく野性動物に襲われます。その様な事態を考慮して書かれています。

31, 32条について。

ネパールでは歩行者で、車に慣れていない人がいます。ことに山奥から

何週間も歩いて始めて都会に出て来た人は車に全く知識がなく、車について牛車同様の感覚しか持っていない人が多いのですが、そんな場合、ホーンを鳴らして危険性を訴えるという手段を取っています。

50条について。

場所によっては道路の中央に駐車することができますが、それをセンターパークと呼んでいます。

53条について。

これはバスの乗客などに向けてのことなので、例えば忘れ物などをした場合に警察が手配するのに都合が良いからです。

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

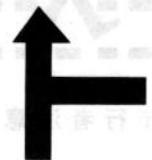
（略）

（略）

交通標識



左側道路あり



右側道路あり



左折(右カーブ)



右折(右カーブ)



動物注意



野性動物注意



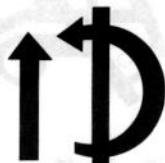
前方主要道路



交差点あり



優先道路



追越禁止



スリップ注意



スピード制限終り



凸凹道



狭橋



はね橋



工事中



子供注意



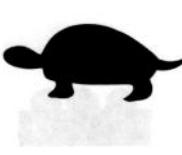
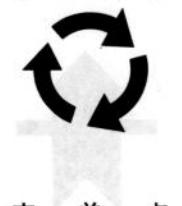
子供注意



坂あり



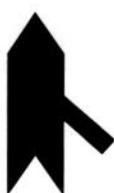
踏切
(遮断機あり)



ネパール王国の最初の交通規則



凸 あ り



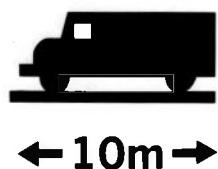
右道路より優先権あり



左道路より優先権あり



落 石 注 意



全 長 制 限



速 度 制 限



車 幅 制 限



駐 車 場

(原本の "SAWARI-GYAN" では木版画で刷られている為、不鮮明です)

参 考 文 献

ネパール王国警察本部 (1975) SAWARI-GYAN · NEPAL

JOCV · 高橋 (1975) 自動車運転上の心得 · NEPAL